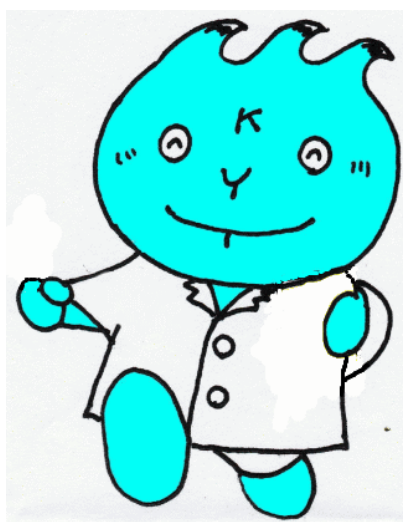


いじめ防止等の基本的な方針



柳井市立小田小学校

目次

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめ防止に向けた組織づくり
- (3) いじめに関する調査研究等の実施
- (4) 組織力を生かした早期発見
- (5) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体について
- (4) 調査を行うための組織について
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

4 「いじめ」が発見された場合の対応

2014年 いじめ防止等の基本的な方針 作成
2019年 一部改訂
2020年 一部改訂
2022年 一部改訂

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめ防止対策の意義

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域や家庭、柳井市教委等その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係¹⁾にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響²⁾を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの[いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議(平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)]」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的な対応により、総合的に判断する必要がある。

1)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構

造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されるからである。

いじめ防止対策のために、本校が常設する組織の役割は以下の通りである。

- 本校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関する情報を定期的に共有するための会議等を設け、いじめを未然に防ぐための取組を具現化する役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが大切であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、この組織は、学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

また、本校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対

応するため、生徒指導部会等の組織も活用していく。

このいじめ防止に係る組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、本校の実情に応じて工夫する。

なお、重大事態の調査等、緊急を要する調査等について、本校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2) いじめ防止に向けた組織づくり

いじめの未然防止対策や、問題が起こった後の迅速かつ的確な対応を行っていくためには、その中枢となる機関の設置にあたり、この組織の性格として、次の2面性をもたせることで、いじめに係る諸問題に向けて、総括的に対処できるようにする。

第一に、いじめを未然に防止するための効果的な教育環境等を積極的に提供するために、いじめに係る情報等の収集と児童生徒や保護者に向けた情報提供のための精査を行うことである。これにより、本校教育におけるいじめの未然防止に係る啓発等を積極的に行うことができるようにする。

第二に、いじめに係る問題が発生した場合において、特に重大事態に発展する可能性を含む事案であったり、あるいはすでに重大事態に発展している事案であったりする場合において、本校単体では問題解決が難しいと判断される場合、本機関が即座に柳井市教委と連携をとり、対処できるようにする。

◆ 本校が設置する「小田小学校 いじめ防止対策委員会」

本校においては、いじめ防止に向けた組織的な取組を行っていくために、また、いじめやいじめによる重大事態が起こった場合の対処の機関として、次のように「小田小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」

- 構成員
 - ・ 学校運営協議会委嘱者
 - ・ 学校長
 - ・ 教頭
 - ・ 生徒指導主任
- 会の開催
 - ・ 定例会(年1回開催 山口県『いじめ防止・根絶強調月間』に合わせ、10月に開催)
 - ・ 臨時会(重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定する)
- 会の成立及び議案について
 - ・ 対策委員会における議案は、生徒指導主任により取りまとめ提案する
 - ・ 対策委員会は、構成員の2/3の参加又は委任状をもって、成立とする。また、議案の成立も同様とする
- 会における決議について
 - ・ 本対策委員会において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本対策委員会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする
- 会の指導について
 - ・ 本対策委員会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本対策委員会の構成員が直接指導に当たるものとする
 - ・ 本対策委員会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに、経過評価を行うものとする

(3) いじめに関する調査研究等の実施

本校は、いじめの防止及び早期発見のため、定期的または臨時的にいじめに関する調査を実施し、実態把握に基づく適切かつ迅速な対応はもとより、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、柳井市教委等と連携して、調査研究を実施し、その成果を得るよう努めるようにする。

また、いじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、人権等に係る啓発協議会を随時開催し、保護者等に対し、いじめの問題や取組についての理解を促すよう、広報啓発の充実に努めるようにする。

(4) 組織力を生かした早期発見

いじめの早期発見のためには、教育相談体制の充実が必要不可欠である。本校では、校内の教育相談体制の整備・充実に努めるほかに、心理や福祉の専門家等を活用し、教育相談体制を拡充していくことも視野に入れていじめの早期発見に努めるようにする。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後児童生徒教室など、本校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

本校では、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。その際、いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとする。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① いじめ防止のための積極的な取組

柳井市においては、いじめ等他者を著しく傷つける行為を絶対にしない、許さないという心情を子どもの中に確実に育てていくために、「人間力」「社会力」を基盤とした子どもの豊かな人格形成をめざしている。

ここで言う「人間力」とは、人間(社会人)として社会の中で自立して力強く生きていく力のことであり、「社会力」とは、人が人とつながり社会をつくる力のことである。

この「人間力」「社会力」は、いじめを未然に防止する上で必要不可欠な心情の基盤となるものであり、本校においても、子どもの人格形成における重要事項として、「人間力」「社会力」の育成に、学校全体を挙げて積極的に取り組んでいく。

ア)「人間力」を育む道徳教育の充実

社会の中で自立して力強く生きていくためには、ある難解な課題に直面したとき、自分なりの解決方法を見出しつつ、課題解決に必要なものを取捨選択して生かしながら、自分の力で解決していかなければならない。そこで、学校においては、教育活動全体を通して、「人間力」の育成を重点に置いた道徳教育を推進する。

道徳教育を通じて「人間力」を育てていくためのポイントとして、以下のことが考えられる。

- ◇ 目標をもち、その達成のために着実にやり抜く強い意志をもつことができるようにする
- ◇ 目標を達成したときの満足感・達成感を得られるようにする
- ◇ 自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつことができるようにする
- ◇ 生きることについての意味を見だし、よりよく生きたいという願いをもつことができるようにする
- ◇ 自己を肯定的にとらえ自分の個性を伸張し、自己実現に努めることができるようにする

イ)「社会力」を育む集団づくりの場の充実

子どもと子どもとがつながり、よりよい社会を形成していくためには、子どもが互いに相手の立場や思い等を積極的に理解した上で、自ら他者に対してどのように関わればよいか意思決定できなければならない。また、その関わり方自体が正しいものなのかどうか振り返り、自ら強化・修正できる力も必要である。そこで学校においては、子どもが他者との関わり方を意思決定したり、強化・修正したりできる場を積極的に設けるようにする。

このような集団づくりの場を設けるためのポイントとして、以下のことが考えられる。

- ◇ 調査等(例えば「Q-U」等)による集団における子どもの意識や立場等の把握
- ◇ 子どもの意識や立場等を踏まえた上での効果的な集団づくりの場の設定
(体育・保健体育や特別活動等)
- ◇ 子どもが自分の他者への関わり方を振り返ることのできる場の設定
- ◇ 子どもが自分の強化・修正した関わり方を生かすことのできる場の設定

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週一回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条(以下第28条)に基づき、本校では、「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあるととらえる。また、第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委の判断を参考にしながら、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長及び県教育長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

第28条で言う調査について、本校においても、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うようにする。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、調査組織等、市教委の判断を仰ぐ。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市教委が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと考えられる場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委に調査を依頼する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教委に対し、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を依頼する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒または保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、県教育長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教委または学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等)。

(4) 調査を行うための組織について

本校において、事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者(第三者)について、柳井市教委からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。

学校における調査において、柳井市教委が調査主体となる場合、柳井市教委に設置する「柳井市いじめ問題対策協議会」を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査主体となる場合、本校の「いじめ問題対策協議会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法を講じながら調査を行うようにする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第28条の調査を実りあるものにするためには、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめ問題対策協議会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、柳井市教委の指導を積極的に仰ぎ、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たるようにする。

イ)いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うようにする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくようにする
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、市教委の推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うようにする
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるようにする
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を必ず市教委に依頼し行うようにする
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をする

(6) その他の留意事項

① 重大事態の把握と対処

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとに限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、柳井市教委の積極的な支援を求めることとする。例えば、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は柳井市教委の協力を得て、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者またはその設置する学校による対処)

学校は柳井市教委の助言を受けて、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート調査の項目等については、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、柳井市教委から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けるようにする。

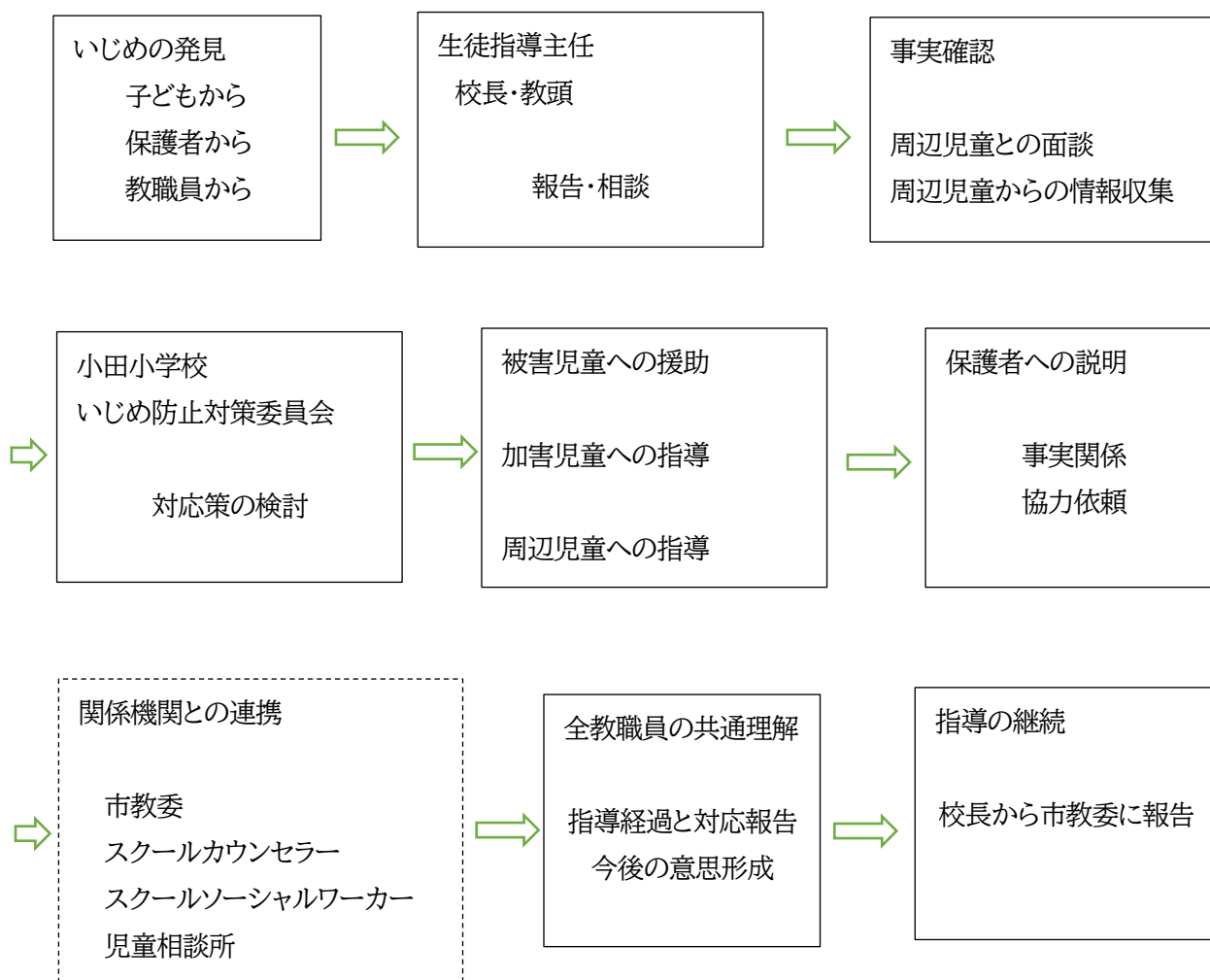
③ 調査結果の報告

調査結果については、学校は柳井市教委を経て県教育長に報告する。

また、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、柳井市教委を経て、調査結果の報告に添えて県教育長等に送付する。

4 「いじめ」が発見された場合の対応

柳井市立小田小学校



- ☆ 特定の教職員で抱え込まない
- ☆ すぐに対応する
- ☆ 組織で動く。全職員で共通の対応をする
- ☆ 都合の悪い情報ほど 積極的に報告する